

## 東海村地域包括支援センター業務 受託者公募型企画提案競技公募要領

この公募要領は、東海村地域包括支援センター業務受託者公募型企画提案競技（以下、「本企画提案競技」という。）について、公募する業務の内容、公募型企画提案競技の概要、手続、審査等について定める。

### 1 業務の概要

#### (1) 委託業務名

- ア 東海村北部地域包括支援センター（東海中学区）業務委託
- イ 東海村南部地域包括支援センター（東海南中学区）業務委託

#### (2) 業務内容

東海村地域包括支援センター業務委託仕様書のとおり。

※東海村公式ホームページに掲載する。

#### (3) 履行期間

令和9年4月1日（木）から令和14年3月31日（水）まで

#### (4) 委託料の上限

各センター1箇所当たりの5年間の上限額は次のとおりとする。

- ア 東海村北部地域包括支援センター（東海中学区）業務委託  
上限額168,225千円（消費税及び地方消費税非課税）
- イ 東海村南部地域包括支援センター（東海南中学区）業務委託  
上限額147,966千円（消費税及び地方消費税非課税）

### 2 参加要件について

次のすべてを満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 令和8年8月3日（月）現在において、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき茨城県又は東海村から介護保険サービス事業所の指定を受け、当該事業所を東海村内に設置し、営業を開始していること。
- ウ 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第140条の67に規定する医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人であること。
- エ 本要領1（2）の仕様書に定める担当区域内に地域包括支援センターを設置できること。
- オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- カ 福祉分野における事業において、本業務に応募する法人又は本業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により指定の取消し、指定の全部又は一部の効力の停止等の処分を過去5年以内に受けていないこと。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立て中若しくは再生手続き中ではないこと。

ク 東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号）第2条第1号から第3号までに該当する者又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

ケ 参加申し込みする法人に、国税、県税（茨城県に限る）、村税（東海村に限る）のいずれかに滞納がないこと。

### 3 公募のスケジュール

本企画提案競技に係るスケジュールは次のとおりとする。

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| (1) 企画提案競技公募開始   | 令和8年8月3日（月）村公式ホームページに掲載 |
| (2) 質問提出期限       | 令和8年8月14日（金）            |
| (3) 質問回答期限       | 令和8年8月19日（水）            |
| (4) 参加申込書等提出期限   | 令和8年8月28日（金）            |
| (5) 参加資格確認結果通知   | 令和8年9月10日（木）            |
| (6) 企画提案書等提出期限   | 令和8年9月30日（水）            |
| (7) プレゼンテーションの実施 | 令和8年10月上旬予定             |
| (8) 選定結果通知       | 令和8年11月上旬予定             |
| (9) 契約締結         | 令和8年12月中旬予定             |

### 4 質問及び回答

- |          |                                                                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 受付期間 | 令和8年8月3日（月）から8月14日（金）まで                                                                                                                  |
| (2) 提出先  | 本要領9の「問合せ先」と同じ                                                                                                                           |
| (3) 提出方法 | 質問書（様式）により、電子メールで提出すること。<br>メールのタイトルに「法人名_公募に関する質問」と入力し、メール本文に質問の内容、質問者の法人名や事業所名、担当部署名、氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。<br>※提出後は、電話で受信確認の連絡をすること。 |
| (4) 回答期限 | 令和8年8月19日（水）                                                                                                                             |
| (5) 回答方法 | 質問に対する回答は、期限までに個別に電子メールにて行う。また、競技上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、東海村公式ホームページに掲載する。                                                        |
| (6) その他  | 電話による質問、期限を過ぎた質問及び審査に関する質問には回答しない。                                                                                                       |

### 5 参加申込書等の提出

本企画提案競技に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本企画提案競技に参加することができない

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 受付期間 | 令和8年8月3日（月）から8月28日（金）までの開庁時間内（土日祝日除く） |
| (2) 提出先  | 本要領9の「問合せ先」と同じ                        |

- (3) **提出書類** 以下の書類を提出すること。なお、東海村入札参加資格者名簿に登録がない者は、下記アからオの他に、カ及びキを追加で提出すること。

ア 別紙1\_\_東海村地域包括支援センター業務受託者公募型企画提案競技参加申込書

イ 別紙2\_\_誓約書

ウ 法人の登録証，許可証，認定証，資格証等（写し）

※法人が応募資格に該当する事業について，東海村又は茨城県指定を受けていることを証するもの。

エ 法人の国税，県税（茨城県に限る），村税（東海村に限る）の滞納がないことがわかる証明書 ※提出日前3か月以内に発行されたもの。

オ 法人の定款

カ 登記簿謄本（履歴事項全部証明）写し ※提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。

キ 直近決算2期分の財務諸表（①貸借対照表，②損益計算書，③株主資本等変動計算書）

※ 別紙1，別紙2の作成にあたっての留意事項

①A4判縦の様式ごとの両面印刷とすること。

②日本語で記載すること。

③本文の文字サイズは，Microsoft Wordの11ポイントとすること。文字の強調等に関しては不可とする。

④日付を記載する場合は，和暦で記載すること。

⑤モノクロ印刷とすること。

⑥参考文献の記述等を引用する場合は，著作権法に基づき，引用の範囲と引用元を明示すること。

- (4) **提出部数** 原本1部，原本の写し1部を提出すること。

- (5) **提出方法** 参加希望者は，本要領5（3）に定める書類を全て作成し，必要な部数をそれぞれ無色透明なクリアファイルに入れて，持参又は送付により提出すること。（期間内に必着のこと。）

## 6 企画提案書等の提出

- (1) **受付期間** 令和8年8月3日（月）から9月30日（水）までの開庁時間内（土日祝日除く）

※企画提案書を提出できる者は本要領5にある参加申込を期限内に行っている事業者に限る。

- (2) **提出先** 本要領9の「問合せ先」と同じ

- (3) **提出書類** 以下の書類を作成し，提出すること。様式及び記載方法については，東海村公式ホームページに掲載しますので，必要に応じてダウンロードすること。

ア **全参加者が共通して提出する書類**

①別紙3\_\_応募申込書

②別紙5\_\_法人概要及び法人実績

③別紙6\_\_役員等名簿

④別紙7\_\_応募動機

⑤別紙8\_\_東海村内の実績・会議等の出席

- ⑥別紙 9 \_\_運営に関する計画書（基本方針）
- ⑦別紙 10 \_\_運営に関する計画書（運営体制）
- ⑧別紙 11 \_\_運営に関する計画書（収支予算計画）
- ⑨別紙 12 \_\_運営に関する計画書（人員配置）
- ⑩別紙 13 \_\_設置予定地の位置図
- ⑪別紙 14 \_\_事務所配置図
- ⑫別紙 15 \_\_事務所平面図
- ⑬別紙 16 \_\_見積書
- ⑭決算書（直近 2 年間の財務諸表（対策対照表、損益計算書）の写し

## イ 該当する応募者のみ提出する書類

- ⑮土地の登記簿謄本（法務局が発行したもので、令和 8 年 8 月 3 日（月）以降に発行されたもの）
- ⑯土地が借地の場合は、賃貸借契約書又は令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 14 年 3 月 31 日（水）まで賃借をすることの内諾を得ていることがわかるもの（様式は任意とする）

## ※ 作成にあたっての留意事項

- ①A 4 判横又は縦の様式ごとの片面印刷とすること。ただし、大きな図表等、本様式によることが困難なものについては、A 3 判を使用することができるものとする。なお、A 3 判を使用する場合は、A 4 判の大きさに折り込むこと。
- ②日本語で記載し、表紙、目次及びページ番号を付すること。表紙については、A 4 判縦で作成し、上部に「東海村地域包括支援センター業務受託者公募型企画提案書」、下部に法人名を記載し、ページ番号に含めないこと。
- ③本文の文字サイズは、Microsoft Word の 11 ポイント以上とすること。文字の強調等に関しては不可とする。
- ④日付を記載する場合は、和暦で記載すること。
- ⑤カラー印刷とすること。
- ⑥参考文献の記述等を引用する場合は、著作権法に基づき、引用の範囲と引用元を明示すること。

- (4) **提出部数** 6 部（原本 1 部、原本の写し 5 部）
- (5) **提出方法** 本要領 6（3）に定める書類を全て作成し、必要な部数をそれぞれ無色透明なクリアファイルに入れて、持参又は送付により提出すること。（期間内に必着のこと。）
- (6) **その他** 本要領 6（3）に定める提出書類以外に企画提案競技時に配付したい資料がある場合は、A 4 又は A 3 判のカラー片面印刷とし、企画提案書受付時に 6（4）に定める提出部数分を無色透明のクリアファイルに入れ、企画提案書とは別であることが分かるようにして提出すること。

## 7 プレゼンテーション及び審査会

### (1) プレゼンテーション及び審査委員会の開催時期

令和 8 年 10 月上旬予定

※企画提案競技参加者には資格審査後に個別にメールで連絡する。

## (2) プレゼンテーション及び審査委員会の開催場所

東海村役場内

## (3) プレゼンテーションの内容

- ア 提案者は、企画提案書をもとに口頭説明を30分以内で行い、その後、審査委員からの質疑応答の時間を20分程度設ける。
- イ プレゼンテーションは、選定委員に対する資料配布、張り図、Microsoft PowerPoint等によるプロジェクター投影あるいはこれらの組み合わせによるものとする。
- ウ プレゼンテーションに必要な張り図やパソコン、プロジェクター及びスピーカー等の機器については、全て参加者が持参すること。スクリーン(100インチ)、電源、机、イスに関しては東海村で準備する。  
※ 事前に提出した企画提案書類等の当日再配布は不要。
- エ プレゼンテーションに使用した資料は持ち帰ること。ただし、審査委員会委員に配布した資料の回収は不要とする。
- オ プレゼンテーションの参加者は、最大4名までとする。
- カ 指定の時間に遅れた場合は、選考から除外する。

## (4) 審査方法

- ア 受託者の選定にあたっては、競争性、透明性の確保に十分配慮しながら、提出書類、プレゼンテーションの内容、事業の実施能力等を審査委員会委員が評価・採点し、本要領1(1)ア及びイについて、それぞれ評価点が最高点の者を最優秀提案者とする。なお、評価点の5割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は審査の対象外とする。
- イ 参加者が1社のみの場合にあつては、評価点の5割を超えた場合に最優秀提案者とする。評価点の5割を超えた参加者がいなかった場合には、再度公募を実施する。
- ウ 同点数により複数の最高得点者が生じた場合には、見積金額のより安価な参加者を最優秀提案者とする。この場合においても複数の同点者が生じた場合には、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。

## (5) 評価項目及び評価内容

評価項目及び評価内容について、別に定める。

## (6) 審査結果の通知

令和8年11月上旬予定

※企画提案競技参加者には審査後に個別にメールで連絡する。

※選考結果に対する異議等は受け付けない。

## (7) プレゼンテーション参加に際しての留意事項

### ア 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は理由の如何に関わらず失格とする。

- ①審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に本企画提案競技に関する接触を求めた場合
- ②他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③最優秀提案事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合
- ④企画提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤公募要領に反すると認められる場合

- ⑥見積書金額が本要領 1（4）の金額を超えている場合
- ⑦本件の実施にあたり妨害行為又は妨害とみなされる行為を行った事業者は失格となる場合がある。
- イ 無効事由  
提出期限を過ぎて書類が提出された場合は無効とする。
- ウ 著作権・特許権等  
提出書類の内容に含まれる著作権，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る一切の責任は，すべて提案者が負うものとする。
- エ 複数提案の禁止  
参加者は，複数の提案書の提出はできないものとする。
- オ 提出書類の変更の禁止  
書類提出後の企画提案書その他の提出物の再提出及び修正は一切認めないものとする。
- カ 返却等  
提出された書類は，理由の如何を問わず返却しないものとする。
- キ 費用負担  
企画提案書の作成，提出等の参加に要した経費等は，すべて参加者の負担とする。
- ク 予算の議決  
本件契約に係る予算は，令和 8 年度 9 月補正予算の議決を要する。したがって，予算が議決されない場合は契約として成立しない。
- ケ その他
  - ①参加者は，企画提案書の提出をもって，公募要領等の記載内容に同意したものとする。
  - ②企画提案書の提出後に辞退をする場合は，審査委員会の開催日の前日までに応募辞退届出書（別紙 4）を本要領 9 まで持参又は送付により提出すること。（期限内に必着のこと）
  - ③提出書類及びプレゼンテーションは，日本語を用いるものとし，通貨は日本円とする。
  - ④企画提案書等の著作権は，原則として当該提案者に帰属する。ただし，採用した企画提案書等の著作権は東海村に帰属する。
  - ⑤本件に係る東海村からの提示資料は本件における企画提案目的以外の使用，第三者への提供複製，複写及び転載を禁止する。また，本件終了後参加事業者が確実に処分するものとする。
  - ⑥提出された企画提案書その他の提出物は東海村情報公開条例（平成 31 年東海村条例第 2 号）の規定による公開請求の対象公文書となり開示決定される場合がある。
  - ⑦本件において知り得た情報は本村の書面による同意がない限りはいかなる場合であっても他社に漏えいすることを禁止する。この義務は，本件終了後も存続する。
  - ⑧企画提案書等の提出後，企画提案書等について不知又は不明を理由として異議申し立てをすることは認めない。

## 8 契約について

東海村と選定した最優秀提案者との間で仕様書の内容に関する協議を行い、仕様書の内容を確定させた上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により契約を締結する。なお、協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価点が次に高い参加者と協議を行う。

## 9 問合せ先について

東海村福祉部総合相談支援課地域包括担当

（開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで）

〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松2005

電話 029-212-7785

E-mail [soudanshien@vill.tokai.ibaraki.jp](mailto:soudanshien@vill.tokai.ibaraki.jp)